

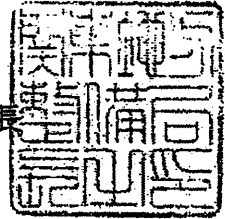


乙第
247
号証
の
1

国関整水第320号
平成20年11月26日

群馬県知事 大澤 正明 様

国土交通省
関東地方整備局長



八ツ場ダム建設事業について (回答)

平成20年10月14日付け特ダ第104-24号で照会のありました標記について、別添のとおり回答いたします。

はじめに

八ッ場ダム環境影響評価書については、平成 19 年 5 月 7 日付けの「八ッ場ダム建設事業について」（以下、「前回回答文書」という。）で回答したとおり、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（建設省計環発第 3 号昭和 53 年 7 月 1 日建設事務次官通達 以下、「措置方針」という。）、「建設省所管事業環境影響評価技術指針（案）」（昭和 53 年 7 月建設省 以下、「技術指針」という。）及び「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針の運用について（河川事業）」（建設省河計発第 92 号昭和 53 年 10 月 31 日建設省河川局長通達 以下、「河川事業に係る措置方針の運用」という。）の別添として定めた「建設省所管事業環境影響評価技術指針細目ダム事業編（案）」（以下、「技術指針細目」という。）に則り、実施してきたところである。

八ッ場ダム環境影響評価書は、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条の「環境影響評価とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。」で定義されている環境影響評価（以下、「環境アセスメント」という。）の定義に即した手続によりなされており、環境アセスメントとしての要件を十分に満たしているものである。

また、関東地方建設局長が措置方針で定められている関係都道府県知事としての群馬県知事宛に八ッ場ダム環境影響評価書について意見照会し、同知事より回答を受け取った昭和 60 年 12 月 12 日（以下、「八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた日」という。）以降も、国土交通省は様々な環境調査を継続して実施してきたところであり、環境影響評価法においてダム事業の環境影響評価項目として新たに追加された項目についても調査、検討を続けている。これ

らに加えて、事業の影響を受けると予測されるものについては環境保全対策の検討を行うとともに、既にその一部は対策を実施しているところである。

なお、この回答は、前回回答文書に続くものである。

参考資料)

①「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」(建設省計環発第3号昭和53年7月1日建設事務次官通達)

<甲第E18号証>

②「建設省所管事業環境影響評価技術指針(案)」(昭和53年7月建設省)

<甲第E19号証>

③「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針の運用について(河川事業)」(建設省河計発第92号昭和53年10月31日建設省河川局長通達)

④「建設省所管事業環境影響評価技術指針細目ダム事業編(案)」(昭和53年10月31日建設省河川局)

1 ハッ場ダム環境影響評価書の位置づけ(意見書2～6ページ)

ハッ場ダム環境影響評価書は、技術指針を基に作成されたとしているが、措置方針、技術指針が要求する内容を満たしておらず、調査、予測、評価、保全対策ともに不十分であり、制度が始まったばかりという当時の状況を勘案しても、環境アセスメントとしての要件を満たしていない。

(1) 環境項目の選定について

環境項目の選定では、水質、地形・地質、植物、動物、自然景観の5項目しか取り上げておらず、ダム建設と関連して自然環境に影響を与えると考えられる騒音、震動、地盤沈下などが取り上げられておらず、その理由も示されていない。

(2) 施設の工事、設置、供用の各段階の予測、評価について

技術指針においては、「環境アセスメントでは、施設の工事、設置、供用

の各段階において、環境要因を把握し、影響を予測、評価すること」になっているが、八ッ場ダム環境影響評価書の「予測と評価」では、これらの各段階を区別しておらず、技術指針に基づいていない。

その結果、各環境要素に関する影響予測と評価及び保全対策は、あいまいで不的確なものとなっており、「影響はないか、あっても軽微である」という結論が先にあり、それに向けて予測と評価を行っている。

(3) 道路、鉄道の付け替えなどの付帯工事について

措置方針では、環境アセスメントを行う対象として8項目があげられている。鉄道については記述がなく、道路は4車線以上が対象とされているので、道路と鉄道の付け替えについては環境アセスメントが行われなかったとみられるが、いずれも地域の環境に影響を及ぼすことから、環境アセスメントに含めるなどそれなりの配慮があつてしかるべきだったと言える。

また、環境アセスメント制度の法制化にともなつて、付帯工事等についても、その調査、影響予測、評価を行うこととされており、八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた日以降、その機会は十分にあつたと思われるが、環境アセスメントは実施されていない。

(4) 環境アセスメントの実施体制について

措置方針では、「環境影響評価の実施体制の整備」として、各地方建設局に環境影響評価委員会を置く、必要に応じて専門家の意見を求める、関係都道府県知事の意見を聞く等とされている。八ッ場ダム環境影響評価書には、これらの事項についてどのように行われたのか記述がない。

回答)

八ッ場ダム環境影響評価書は、措置方針、技術指針及び技術指針細目に則り、現状調査、予測、評価及び環境保全対策の検討を実施して作成されたものであり、環境アセスメントとしての要件を十分に満たしている。

(1) 環境項目の選定について

技術指針では「環境影響評価の対象とする環境項目は次表（別表1）の中から環境影響要因及び地域の特性に応じて細目に定めるところにより設定する。」としている。また、技術指針細目においては、「水質汚濁」、「地形・地質」、「植物・動物」及び「自然景観」の4項目（植物と動物をわけて5項目）について、環境アセスメントの対象項目とすることが定められているが、「大気汚染」、「悪臭」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」及び「地盤沈下」は、環境アセスメントの対象項目とはされていない。

なお、八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた日以降においても、国土交通省は様々な環境調査を継続して実施してきたところであり、環境影響評価法においてダム事業の環境影響評価項目として新たに追加された項目についても調査、検討を続けている。これらに加えて、事業の影響を受けると予測されるものについては環境保全対策の検討を行うとともに、既にその一部は対策を実施しているところである。

（2）施設の工事、設置、供用の各段階の予測評価について

花輪氏は、「八ッ場ダム環境影響評価書の「予測と評価」では、施設の工事、設置、供用の各段階を区別しておらず、技術指針にもとづいていない。」と主張しているが、技術指針細目では、「予測の対象時期はダム工事が完了し、かつ所定の水位まで湛水し、所定の貯水池運用を行う時期とする。」と明記されており、ダム事業では、施設の工事、設置及び供用の各段階において、影響を予測及び評価することを求めているものではない。

したがって、花輪氏の主張は誤りである。

（3）道路、鉄道の付け替えなどの付帯工事について

代替地、付替道路及び付替鉄道は、措置方針において対象としていないことから環境アセスメントを行っていないが、これをもって八ッ場ダム環境影響評価書が環境アセスメントとしての要件を満たしていないことにはならない。

なお、後述するが、八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた日以降も、

環境調査は継続若しくは追加して実施しており、事業の影響を受けると予測される事象に対しては、付替道路工事や付替鉄道工事での遮音壁の設置、在来種による掘削法面緑化など、工事による動植物への影響緩和等として、既にその一部は対策を実施しているところである。

(4) 環境アセスメントの実施体制について

環境アセスメントの手続きの詳細を、書面で記載しなければならない規定はどこにもないため、八ッ場ダム環境影響評価書に実施体制は記載していない。

なお、八ッ場ダム環境影響評価書の作成においては、措置方針に基づき設置した「関東地方建設局環境影響評価委員会」（昭和 53 年 9 月 25 日設置）の審議を経て、昭和 60 年 9 月 17 日付けで関東地方建設局長が決定している。その後、前述したとおり措置方針に基づき、関東地方建設局長から群馬県知事あてに送付（昭和 60 年 11 月 26 日付）し、群馬県知事から防災対策と吾妻川の酸性水質の改善についての要請を付して意見なしとの回答を得ており（昭和 60 年 12 月 12 日付）、必要な手続きは完了している。

2. 八ッ場ダム環境影響評価書の記述状況について

(意見書 5 ～ 11、19 ページ)

八ッ場ダム環境影響評価書は、環境アセスメントの名に値しないものと言って良く、措置方針と技術指針はまったく生かされておらず、現地調査も文献調査も不十分であり、環境や生物への影響予測は科学的ではなく、影響評価、保全対策も合理的ではない。調査、予測、評価が論理的に一貫していないから、「八ッ場ダム建設による環境への影響はほとんどない」という結論がはじめにあり、その結論に向けて不十分な調査結果と的外れな影響予測、杜撰な評価を羅列したに過ぎない。

(1) 水質について

①調査結果

水質調査地点は「松谷」と「村上」の2地点のみであり、調査方法、時期などは、一切書かれていない。調査結果が図示してあるが、説明が何もない。⁽⁴⁾この図によれば、松谷で pH および大腸菌群数、村上で大腸菌群数が環境基準を満たしていない。

②影響予測と評価

ダム湖に貯水される水については、水質がどうなるのか、まったく触れられていない。ダム上流からは栄養塩類（窒素とリン）が流入するため、ダム湖の水質について十分な影響予測をする必要がある。

また、吾妻川は上流の支流において、強酸性河川に石灰乳を投入し、品木ダムで中和生成物を沈殿させたあと、pH5 以上の中和された河川水が流入していることから、その影響についても検討が必要である。

③保全対策

影響がほとんどないという予測自体が、短絡的な結論である。保全対策として、保全への配慮と水質監視という言葉を並べるだけでは、何も述べていないのと同じである。「配慮」と「水質監視」の具体的内容を述べ、変化が生じたときの原因究明の手法とその対策について記述しなければ、保全対策とは言えない。

(2) 地形・地質について

①調査結果

ダムサイトの地質については、わずか3行程度にすぎない。巨大ダムの建設現場であるダムサイトの地形・地質の調査としては、あまりにお粗末な調査、記述である。

②予測と評価

吾妻溪谷の上流側約4分の1が水没することは、影響が少ないどころか、国指定名勝を大きく改変するものであり、地形・地質、景観に及ぼす影響は極めて大きいと予測するべきである。

一方、ダム建設と湛水により、ダム湖内の岩屑なだれ堆積物が地すべりを

起こし、ダム湖周辺も次第に崩落する可能性が指摘されているが、八ッ場ダム環境影響評価書では、まったく触れられていない。

③保全対策

本工事、関連工事にともなう「適切な対策」の内容や「地形の保全」の意味などは何も示されておらず、全く内容のない記述と言わざるを得ない。ここで、本工事だけでなく関連工事についても触れているが、関連工事とは何か示されておらず、それに係わる地形の保全がどのように行われるのか不明である。現在行われている道路と鉄道の付け替え、移住地の造成などが関連工事だとすれば、どんな環境保全対策が講じられたのだろうか。

(3) 植物について

①調査結果

陸上植生の現存植生、植生自然度、植生断面、ダム周辺の現況（群落の特徴と断面図）について、引用文献等が示されておらず、いつのものか、だれが作成したのか不明である。また、この地域の植生の特徴などについても触れていない。また、水中植生として、付着藻類について述べられているが、陸上植生と同様に調査方法については述べられていない。

②予測と評価

「周辺一帯の山々には広大な同種林が広がっているので、失われる植生はわずかなものであり、影響はない」というのが結論であり、乱暴で粗雑な影響評価である。影響を予測する範囲を無限に広げて、失われる森林面積は微々たるものと主張するのは、無意味であり、詭弁に過ぎない。

湖面付近の植生についても何をどのように判断して、影響がないとしたのか、その判断の根拠は示されていない。

藻類については、ダム湖の停滞水域では、季節的にどのような消長が起こり、水質にどのような影響があるか予測する必要がある。

③保全対策

「本工事及び関連工事にともない発生する跡地に、保全対策により植生へ

の影響を極力少なくする」としているが、その「保全対策」の内容は書かれていない。

(4) 動物について

①調査結果

どの分類群に関しても、調査の目的、地域、日時、方法、引用文献など、基本的な情報が書かれていない。これでは、調査結果は妥当なものか、判断するのが困難である。また、影響予測も立てにくいものとなっている。

哺乳類では、「豊かな動物相が保たれている」との記述があるが、記録された種の生息状況については述べられていない。

鳥類では、記録された種のリストが示されておらず、四季の優占種を見る限り、人里に生息する種がほとんどで、標高 500 m～1000 mの落葉広葉樹林、混交林に特徴的な種が出現していない。

昆虫類では、陸生昆虫の種が少ないが、妥当なものか不明である。

魚類については、吾妻川が酸性河川であるため、甲殻類、貝類は確認されなかったとの記述であり、両生類・爬虫類は、合わせて 15 の記録種が示されているのみで、具体的な記述はない。

②予測と評価

動物に関しては、どの分類群についても、影響はないという結論であるが、その結論にいたる根拠は極めて不十分であり、真面目に影響を予測したものではない。

③保全対策

「植物」の項目と同様に「関連工事の改変区域を少なくするよう配慮し、工事跡地は保全対策で植生への影響を少なくし、動物の保全に努める」と書かれているが、その具体的な内容は書かれていない。

(5) 自然景観について

①調査結果

わずか 6 行で概略が述べられているに過ぎない。これでは、自然景観に関

する調査は行われていないと言っても過言ではない。

②予測と評価

「堤体は景観を損なわない」という判断は、八ッ場ダムは高さ 131 メートル、幅 336 メートルの巨大なダムであることから、成り立たないと思われる。場所によってダムは見えないから景観を損なわないというのは詭弁である。

また、丸岩、不動岩等の異観がダム湖に映えて新たな景観ができるというのも、ダム建設による景観破壊をすりかえるための詭弁である。

③保全対策

ダムにより自然と人工の組み合わせられた景観が形成される、堤体および周辺道路から新たな眺望が得られるなど書かれているが、これも詭弁である。

「自然景観の改変を極力少なくする配慮」、「適切な対策による自然景観の保全」という表現も、具体的にどのような対策をとるのが、まったく示されていない。

回答)

八ッ場ダム環境影響評価書は、技術指針細目で環境アセスメントの対象とした水質、地形・地質、植物、動物及び自然景観のすべての項目について、技術指針細目「第7 報告書の作成」で記載することとしている、「現状調査の結果の内容」、「予測の結果の内容」、「評価の結果の内容」、「環境保全対策の検討結果の内容」を含むものとなっており、適正なものである。

花輪氏は、八ッ場ダム環境影響評価書について、行数が少ない、表現が簡潔すぎる、調査の方法や時期及び引用文献等の基礎情報が記載されていない箇所があるとの理屈を付け「環境アセスメントの名に値しない。」等と言っているが、その主張は言いがかりとしか言いようがない。技術指針細目等において記載内容の分量等が定められているものではないのである。

さらに、花輪氏は、「八ッ場ダム建設による環境への影響はほとんどない。」という結論がはじめにあり、その結論に向けて不十分な調査結果と的外れな影

響予測、杜撰な評価を羅列したに過ぎない。」と勝手な主張を行っているが、八ッ場ダム環境影響評価書の作成は、技術指針「第1 一般的事項 3環境影響評価の実施手順」に即して行われており、花輪氏の主張こそが的外れであり、誤りと言わざるを得ない。

(1) 水質について

① 調査結果

環境基本法（平成5年法律第91号、当時は公害対策基本法（昭和42年法律第132号））16条に基づく環境基準を満たしていないと主張しているが、吾妻川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定は平成6年であり、八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた昭和60年当時は、類型指定を受けていないのであり、そもそも環境基準は定められていなかったのである。当時の公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のA類型指定を受けている利根川本川の吾妻川合流点基準値を参考にし、調査結果の評価を行っているものであり、また大腸菌群数等について述べているが、ダム建設と直接関わりのないものである。したがって、環境基準が満たされていないという表現は間違いである。なお、環境基準とは「維持されることが望ましい基準」であり、最低限満たすべき基準ではない。

② 予測と評価

水質汚濁の予測対象区域及び評価対象区域については、技術指針細目によれば、「ダム貯水によって水位、水質等に影響が及ぶと予想されるダム下流の区域」とされており、八ッ場ダム環境影響評価書ではダム直下流の松谷地点から利根川本川合流点までとしている。ダム建設後の水質予測結果によれば、水質はほとんど変化がないことから、ダム建設後の流況変化による河川水質への影響は少ないものとしている。なお、予測結果に基づく具体的な評価内容は以下のとおりである。

- ・ 富栄養化に関しては、吾妻川の水が弱酸性であることから、富栄

養化に伴うアオコの発生などの現象は生じにくいと予測される。

・ ハッ場ダムが建設されることによって、吾妻川の酸性の度合いが高くなることはないと考えられるため、今後も利根川からの取水に問題は生じない。

③ 保全対策

・ 環境保全対策については、「水質保全に配慮し、貯水地の水質監視を行うものとする。」という保全対策の方針を記述している。

具体的な内容は、保全対策の方針に基づいて、工事中については、濁水処理設備や沈砂池の設置による河川への濁水流出の防止等、供用後については選択取水施設の設置による放流水のダム下流への影響の緩和など、環境への影響を少なくするよう配慮している。

(2) 地形・地質について

ハッ場ダム環境影響評価書の地形・地質に関する記載内容は、技術指針に則ったものであり適正なものである。「お粗末な調査、記述である。」「評価内容が適切ではない。」等の花輪氏の主張は言いがかりであると言わざるを得ない。

なお、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(H10.6.12 厚生省、農林水産省、通商産業省及び建設省令第1号)(以下、「調査指針等を定める省令」という。)によれば、調査、予測及び評価されるべき環境要素である「重要な地形及び地質」とは、「学術上又は希少性の観点から重要なものをいう」とあり、地すべりは環境影響評価法施行後の現在でも環境アセスメントの対象外である。

① 調査結果

ダムサイトの地形・地質の調査については、平成19年2月20日付けの「ハッ場ダム建設事業におけるダムサイトの地盤等について」で回

答したとおり、環境アセスメントの手続きとは別に、ダム の 構造上の安全性については検討を行っているところである。

② 予測と評価

重要な地形、地質である岩脈については、八ッ場ダム周辺域には、輝石安山岩、変朽安山岩からなる7本の岩脈があり地質分類図にその位置が示されている。貯水池内に位置する3つの岩脈の一部は水没することになるが、貯水池上部まで柱状に伸びているものや、周辺区域に残される岩脈もあり、八ッ場ダム建設による重要な地形及び地質への影響は少ないと考えられる。

なお、景観に関する回答は、(5) 自然景観の項で述べる。

③ 保全対策

八ッ場ダム環境影響評価書では、「関連工事等の実施においては、地形の改変を極力少なくするよう配慮し、本工事及び関連工事等に伴い発生する改変地形については、適切な対策を実施することにより、地形の保全に努める」と保全対策の方針を記載している。これに沿って、切土や盛土の最小化、水没する地形等の記録撮影などの具体的な保全対策を行っている。

(3) 植物について

八ッ場ダム環境影響評価書の植物に関する記載内容は、技術指針に則ったものであり適正なものである。「主張が無意味だ。」「詭弁だ。」「判断根拠が示されていない。」等と主張する花輪氏は、八ッ場ダム環境影響評価書を十分に理解しているのか疑問である。

① 調査結果

八ッ場ダム環境影響評価書では、八ッ場ダム周辺域の陸上植生群落の分布状況が8区分されることやコナラ群落とミズナラ群落が優占していること等、八ッ場ダム周辺域における陸上植物の現況等の記載がされており、この地域の植生の特徴などについては触れていないとい

う花輪氏の主張は間違いである。

また、付着藻類についても、八ッ場ダム地点において、出現したのは夏期にランソウ類1種、冬期にケイソウ類10種、緑ソウ類1種の合計12種と少なくなっていることや、吾妻川における付着藻類の地点別優占種など記載しており、水中植生の調査が適正に行われたことを示している。

② 予測と評価

八ッ場ダム環境影響評価書 43 ページの現存植生図で示すエリアで見ても、失われる植生はわずかなものであり、影響を予測する範囲を無限に広げているわけではない。限られた範囲内で、ミズナラ林、コナラ林が失われるが、「八ッ場ダム周辺一帯の山々には広大な同種林が広がっており、失われる植生はわずかなものである。」としている。「湖面付近に位置する植生としては、コナラ、ミズナラ林、スギ、ヒノキ植林などがあるが、これら植生群落の生育環境から判断して、その影響はほとんどない。」としている。

また、八ッ場ダム環境影響評価書においては、「湛水区域及びその周辺には、貴重なしは注目すべき種及び群落は分布しない。」としている。これは調査指針等を定める省令においても、調査、予測及び評価されるべき環境要素である「植物」の「重要な種及び群落」とは、「学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。」とされており、八ッ場ダム環境影響評価書の作成時において、そのような「貴重なしは注目すべき種及び群落」が分布していなかったことから、これらのことより、「影響はない。」と評価を行ったものである。

さらに、藻類が異常増殖し水質が悪化すると花輪氏は主張しているが、技術指針細目によると、水質の予測対象区域はダム下流の区域となっており、藻類のダム湖の水質への影響の予測、評価は環境影響評価の対象外となっている。

③ 保全対策

環境保全対策は、「関連工事等の実施においては、消失又は生育環境に影響を受ける植生を極力少なくするよう配慮し、本工事及び関連工事等に伴い発生する跡地については、その保全対策により植生への影響を極力少なくすることとする。」と保全対策の方針を記載している。これに沿って事前調査、移植などの具体的な保全対策を行っている。

(4) 動物について

八ッ場ダム環境影響評価書の動物に関する内容は、技術指針に則った調査を実施し、予測と評価を行い、環境保全対策について記載したものであり、適正な内容となっている。以下に述べるとおり、記録された種の生息状況については述べられていない等の花輪氏の主張は誤りである。

① 調査結果

a) 哺乳類

現状調査における確認方法と共に生息目録を作成し、6目9科16種の関東地方の山地帯に分布する種及び地区別の確認種が記載されている。

b) 鳥類

現地調査の結果から確認された鳥類相について、調査地点別に周囲の環境や季別の優占種について記載している。

c) 昆虫類

吾妻川流域において生息する陸上昆虫の目録として、8目28科148種の把握をし、注目すべき種として、蝶蛾類の現地調査を行っているが、その結果26種が確認され、確認された地点や環境が記載されている。水生昆虫についても現地調査を実施しており、吾妻川及び八ッ場ダム地点において出現した種について記載している。蝶蛾類については、環境庁の「第2回自然環境保全基礎調査、日本の重要な昆虫類、北関東版」において、当該地域における注目すべき種を記載している。

d) 魚類

昆虫類と同様に現地調査を実施しており、その結果から、「ハッ場ダム付近の吾妻川本川では、現状において定着した魚類は分布しないと推察される。」としている。甲殻類、貝類については、「文献及び現地調査においても確認されなかった。」と調査結果を記載している。

e) 両生類・は虫類

文献及び現地調査によって確認された両生類 7 種、は虫類 8 種が記載されており、現地の確認位置についても記載されている。

② 予測と評価

a) 哺乳類

特別天然記念物のニホンカモシカについて、「吾妻川左岸王城山一帯のミズナラ林、コナラ林を中心に生息しているが、湛水区域から離れた場所であるため影響は少ない。」と予測し、湛水区域内に生息する動物についても、「周辺には豊かな自然があることから重大な影響はない。」と評価を行っている。

b) 鳥類

天然記念物のイヌワシの営巣地が湛水区域内にはないことから、「湛水による水域の出現は、平地草原性及び溪流性の鳥類にとっては生息域がわずかばかり減少することになるが、湛水区域周辺には広大な森林域が残されているため影響は少ない。」と評価を行っている。

c) 昆虫類

「草木類の共存する自然林及びこれに類した二次林に多く生息するが、湛水区域周辺には広大な同種の林地が残されており、それらの地域にも生息していることから影響は少ない。」と評価を行っている。

d) 魚類

「ハッ場ダム周辺域の吾妻川には、定着した魚類はいないと考えられ、更にはアユ、サケ等の遡上もないことから、影響はない。」としており、

甲殻類・貝類については「文献及び現地調査でも見出されていないことから、影響はない。」と評価を行っている。

e) 両生類、は虫類

「その主な生息域として支流域及び湛水面上部が残されるので、影響は少ない。」と評価を行っている。

③ 保全対策

八ッ場ダム環境影響評価書では、「関連工事等の実施においては、動物の生息を保全する意味からも植生の改変区域を極力少なくするよう配慮し、本工事及び関連工事等に伴い発生する跡地は、保全対策により植生への影響を極力少なくし、動物の保全に努める。」と保全対策の方針を記載している。

これに沿って具体的な環境保全対策として、1（3）で述べた付帯工事に係る対策の他、猛禽類の繁殖期間中の工事を一時中断することによる工事実施時期に関する配慮、低騒音・低振動の工法を採用する事による騒音・振動の影響抑制、工事で発生する伐採木等を利用した小動物の生息場所の創出等を行っている。

(5) 自然景観について

花輪氏は、自然景観に関する調査は行われていない、場所によってダムは見えないから景観を損なわないということ等について詭弁だとの主張を行っているが、以下に述べるとおりその主張は、思いこみによる詭弁であると言わざるを得ない。

① 調査結果

調査結果の具体的な内容は、八ッ場ダム周辺域の景観としての特徴である「コナラ林やスギ・ヒノキ植林で被われた標高800m～1,000m程度の山々を背景に河岸段丘が吾妻川に沿って両岸に広がっている。」ことや「丸岩及び不動岩は、標高1,000m～1,100mの急峻な山塊であり、異観を呈している。」とその特殊な景観を揚げ

ているところにある。また、優れた自然景観として、「溪谷美に富む吾妻峡がダムサイト付近から下流に向かって展開している。」と結果を記載している。

② 予測と評価

ダムの建設による貯水池周辺の自然景観の変化について、ダムサイト下流、ダムサイト上流について影響の予測を実施し、その結果から「ダム堤体は地形的な条件から、その可視領域は比較的限られたものであり、特に景観をそこなうことは予想されない。」と評価を行ったところである。これは、ダム下流の吾妻峡からのダム堤体の可視領域は遊歩道が折曲部が多いため、比較的限定された区域となることから得られた結果であるが、最も観光客が訪れる八丁暗がりと呼ばれる吾妻川の下流から若葉台、鹿飛橋及び紅葉台までの区間は、現在の景観が維持されることとなり、ダム堤体の可視領域については、さらに上流の小蓬菜（見晴台）からとなるため、「特に景観をそこなうことは予想されない。」と評価しているものである。

③ 保全対策

八ッ場ダム環境影響評価書では、保全対策については、全体として「本事業が環境に与える若干の影響については、対策の実施によって環境への影響をより少なくするように努める。」としており、「関連工事等の実施においては、自然景観の改変を極力少なくするよう配慮し、本工事及び関連工事等に伴い発生する跡地については、適切な対策を実施することにより、自然景観の保全に努める。」として保全対策の方針を記載している。これに沿って、法面緑化、記録撮影などの具体的な保全対策を行っている。

3 八ッ場ダム建設事業の環境影響評価に係る調査等について

(1) 調査の位置づけについて（意見書 12、18、19 ページ）

八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた日以降、平成14～16年に「八ッ場ダム環境調査報告書」（以下、「環境調査報告書」という。）及び「周辺地域猛禽類調査報告書」（以下、「猛禽類調査報告書」という。）が作成されている。しかしながら、これらの調査報告書は、調査結果が羅列されているだけで、環境影響評価法の趣旨が生かされたものにはなっていない。具体的には、環境調査報告書は、自然環境や野生生物に関する追加、補足調査としての意味はあるが、影響予測の点では、ダム供用による下流域の重要種への予測手法の検討だけとなっている。また、猛禽類調査報告書は、猛禽類の現況に関するデータの蓄積としての意味はあるが、ダム本体および関連事業による影響の予測は行っていない。

これらの調査に関する目的には、八ッ場ダム環境影響評価書との関係が記述されていないので、調査内容、結果の解析、予測、評価、保全対策などが、どのような意図で関係づけられているのかは不明である。

(2) 不開示のデータについて（意見書13、15、16、17ページ）

入手した環境調査報告書及び猛禽類調査報告書の写しは、重要種の分布図や確認場所の地名、土捨場の地名など公表できない部分のみならず、調査地点や調査ルートなど、あえて消す必要がないと考えられる部分まで、墨塗りで隠されている部分が多い。このため、調査結果の妥当性、正当性を判断することはできない。

(3) 環境調査報告書及び猛禽類調査報告書の具体的な内容について

① H14 八ッ場ダム環境調査（その2）報告書（意見書13～14ページ）

環境調査報告書の1つであるこの報告書は、各種調査の概要と結果を示しただけであり、大部分が図や表であり、文章による記述はどれも短く、きちんと分析し考察したものでなく、調査結果をまとめて羅列しただけである。この結果の分析や活用の方針に関する記述はない。さらに、土捨場についての記述内容では、八ッ場ダム環境影響評価書から何の進歩もしておらず、たった数行の記述で環境保全措置の検討を行ったとは言えない。

②H 15 八ッ場ダム環境調査報告書（意見書 14～15 ページ）

この報告書のうち植物追認調査は、既往現地調査で確認されている種のうち 198 種について、有識者から分布妥当性に関する指摘がなされたことにより実施したと書かれている。調査の結果、136 種は妥当性が確認されたが、62 種は確認されず、八ッ場ダム植物確認リストから削除したと言う。疑問のある種について確認調査、再調査をすることは重要であるが、62 種もリストから外されるということは、既往調査の八ッ場ダム植物確認リストの信憑性を疑わざるを得ない。この既往調査に、八ッ場ダム環境影響評価書も含まれているとすれば、その正当性も疑われる。また、重要植物調査の調査範囲は、ダム建設予定地から利根川合流点までとされ、ダムの下流域のみで上流域は調査されていない。また、この報告書の 95 ページ以下は、影響予測の手法を述べているのであり、実際に予測をしているのではない。

「今後はダム運用に伴う下流河川の動植物及び生態系への影響について、詳細な影響予測・保全対策について検討を実施していくことが必要と考えられる」として、今後の課題としての予測・対策の必要性を述べているのであるが、実施の予測・対策は先送りしていると言える。継続調査は、八ッ場ダム環境影響評価書と比較すれば、一見、内容が進歩したように見える。しかし、ダム建設とその運用を前提とした立場でなされているため、下流域のみの影響予測、保全対策に限られ、事業計画、本体工事の事後承認として形式的、手続き的なものとなっている。

③H 16 八ッ場ダム環境調査報告書（意見書 15～16 ページ）

前記の報告書で、影響予測の方向性が見えてきたのであるが、ここで再び現地調査が中心となり、影響予測は再び先送りされてしまった感がある。

八ッ場ダム環境影響評価書では自然景観への影響は少ないという結論であったが、ここでは景観への影響を認めている。しかし、コケ類の生育状況調査が、吾妻溪谷の景観への影響にどう結びつけられるのか、よく分からない。

また、景観に対するダム建設の影響については、ダム工事、ダムの存在、

ダム の 供用 (運 用) だ け を 取 り 上 げ て も 不 十 分 で あ る 。 し か し 、 こ の 報 告 書 で は ダ ム 建 設 を 前 提 と し 、 ダ ム 供 用 後 の 影 響 予 測 を す る た め の 調 査 方 法 を 検 討 し て い る の で あ る が 、 ハ ッ 場 ダ ム 環 境 影 響 評 価 書 の 不 備 を 考 え れ ば 、 む し ろ 、 そ の 不 備 を 補 う た め の 調 査 方 法 に 切 り 替 え る 、 ま た 、 調 査 デ ー タ も そ の 視 点 で ま と め 直 す こ と が 必 要 で あ る 。

④ H 15 ハ ッ 場 ダ ム 周 辺 地 域 猛 禽 類 調 査 報 告 書 (意 見 書 16 ～ 17 ペ ー ジ)

こ の 報 告 書 に お い て 、 巣 の 補 修 等 は 保 護 対 策 と さ れ て い る 。 し か し 、 そ の 必 要 性 な ど に 関 す る 記 述 は な く 、 実 施 し た こ と を 述 べ て い る だ け で あ る 。 保 護 対 策 の 実 験 で あ る と し て も 、 そ の 必 要 性 、 緊 急 性 、 期 待 さ れ る 効 果 に つ い て 、 事 前 に 十 分 な 検 討 を 行 う べ き で あ る 。

⑤ H 16 ハ ッ 場 ダ ム 周 辺 地 域 猛 禽 類 調 査 報 告 書 (意 見 書 17 ペ ー ジ)

報 告 書 の 中 に 工 事 中 の 生 息 状 況 と い う 項 目 が あ る が 、 詳 細 は 書 か れ て い な い 。

回 答)

(1) 調 査 の 位 置 づ け に つ い て

花 輪 氏 が (3) で 問 題 点 を 主 張 し た 5 冊 の 環 境 調 査 報 告 書 及 び 猛 禽 類 調 査 報 告 書 は 、 当 時 の 最 新 の 知 見 に 基 づ く 環 境 の 現 状 調 査 を 行 っ た 結 果 の 報 告 を と り ま と め た も の で あ り 、 ハ ッ 場 ダ ム 環 境 影 響 評 価 書 と は 何 ら 関 係 が な い 。 こ れ ら 報 告 書 は 、 ハ ッ 場 ダ ム 環 境 影 響 評 価 書 が ま と め ら れ た 日 以 後 に 実 施 し た 環 境 調 査 (継 続 的 な モ ニ タ リ ン グ 調 査 の 他 、 環 境 影 響 評 価 法 に 基 づ き 新 た に ダ ム 事 業 の 環 境 ア セ ス メ ン ト 項 目 と さ れ た 事 項 に 係 る 環 境 調 査) に 関 す る 結 果 報 告 書 で あ り 、 国 土 交 通 省 が 実 施 し て い る 多 く の 環 境 調 査 の 中 の 一 部 で あ り 、 単 年 度 の 現 地 調 査 を と り ま と め た も の に す ぎ な い 。 ま た 、 こ れ ら 報 告 書 は 、 環 境 へ の 影 響 の 予 測 を 目 的 と し た 報 告 書 で は な く 、 環 境 に 係 る 現 地 調 査 を と り ま と め た も の の 一 部 で あ る た め 、 そ れ ぞ れ の 報 告 書 の 調 査 箇 所 に つ い て も 、 調 査 の 対 象 と す る べ き 地 域 を 全 て 網 羅 し て い

るわけではない。

なお、前述のとおり、八ッ場ダム環境影響評価書作成に必要な手続きは、昭和 60 年 12 月に完了したところであり、八ッ場ダム建設事業は、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを行ったとみなされ、八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた日以降は、事業者として最新の調査手法に基づいた環境の現状把握、環境保全対策の検討を行うために、調査を行っているにすぎない。

(2) 不開示のデータについて

花輪氏が「墨塗り」と主張する不開示の部分については、氏名など特定の個人を識別することができる情報、希少動植物の生息地が特定できる情報が記載されている。これらは、開示を行った場合、個人の権利利益を害するおそれ、希少動植物の保護を阻害するおそれがあるものであり、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第 5 条第 1 号、6 号に該当するものとして不開示としたところである。

(3) 環境調査報告書及び猛禽類調査報告書の具体的な内容について

① H14 八ッ場ダム環境調査（その 2）報告書

当該報告書の目的は、「環境影響の予測・評価にあたり（略）現地調査を実施した。」とあり、推定した陸域及び河川域の環境類型区分の妥当性を検証するための現地調査、樹洞性動物及びコウモリ類の生息状況を把握するための現地調査、土捨場候補地における環境調査及び生息状況の補足や詳細把握のための現地調査の結果報告書であるが、花輪氏が主張する「調査で得られたデータを羅列しただけ。」、「環境影響の予測・評価に関する記述がない。」、「結果の分析や活用の方針に関する記述はない。」、「この程度の記述では環境保全措置の検討を行ったとは言えない。」等については、言いがかりでしかない。

② H 15 八ッ場ダム環境調査報告書

当該報告書の既往調査結果に基づく確認種目録（案）は、既往文献調

査及び昭和 54 年度から平成 14 年度までの現地調査によって作成されたものである。これらは、有識者による精査及び現地調査の結果、現地における分布妥当性が低いとの有識者からの指摘があった種を既往調査の現地確認種目録から削除したものであり、八ッ場ダム植物確認リストの信憑性については何ら問題はない。

また、当該報告書は、植物の分布状況の妥当性を確認するための現地調査、ダム下流河川の重要な植物の分布状況の調査及びダム下流河川の河川環境情報図作成の結果報告書であり、影響の予測を実施する目的のための報告書ではない。

③ H 16 八ッ場ダム環境調査報告書

当該報告書は、植物、昆虫類、魚類、底生動物、付着藻類及び陸産貝類の現地調査の結果報告書であり、八ッ場ダム環境影響評価書とは何ら関係はない。

なお、八ッ場ダム環境影響評価書は、前述したとおり、措置方針、技術指針及び技術指針細目に則り適正に作成されており、不備があるという花輪氏の主張は間違いである。

④ H 15 八ッ場ダム周辺地域猛禽類調査

当該報告書の目的は、「八ッ場ダム周辺地域に生息する大型猛禽類（ワシタカ類）を対象に、繁殖状況、生息分布状況、行動圏の内部構造を把握するための調査を行い、対象種に対する保全対策を検討する上での基礎資料を得ることを目的とするものである。また、イヌワシの保全対策の一つとして、イヌワシの巣の補修及び人工巢の設置、大型猛禽類（ワシタカ類）の採餌環境の創出等を行う。」としており、大型猛禽類の繁殖状況や生息分布の状況把握、巣の補修、人工巢の設置等に関する調査の結果報告書である。

⑤ H 16 八ッ場ダム周辺地域猛禽類調査

当該報告書は、上記④に引き続き、大型猛禽類の生息状況等を把握す

る調査報告書である。

なお、当該報告書において「工事中」とは、今後の調査計画の予定として記載されたものである。花輪氏が何を主張しているか不明である。

4 ハッ場ダム建設事業の環境影響評価以降の対応について

(意見書 19～20 ページ)

ハッ場ダムは計画から 55 年、環境アセスメントから 22 年経過してもダム本体の着工には到っていない。その間、社会経済的な状況が変化し、自然保護、野生生物保護に関する世論の高まり、環境アセスメント制度などの法整備の進展が見られる。ハッ場ダム環境影響評価書及びその後の自然環境・野生生物調査の結果を再分析し、必要な追加調査を行い、現在の環境影響評価法に基づく「環境影響評価書」として再調査、再構築し、ダム及び関連事業の影響を科学的かつ適正に予測、評価するべきである。

昭和 60 年(1985 年)のハッ場ダム環境アセスメント後の環境調査、猛禽類調査も、環境アセスメント制度の発達にともない、調査の設計や影響予測、評価の方法に進展があつてしかるべきである。確かに調査手法、分析方法には進展はあるが、環境アセスメント法の精神と趣旨を理解しているようには見えない。ハッ場ダム環境影響評価書は、当時の評価で終わりとし、後の継続調査は別物ということではないと思う。ダム本体の着工がなされていない現時点で、ハッ場ダム環境影響評価書の不備を重く受け止めるならば、環境アセスメント評価書の改訂という視点で調査結果を検討し、影響予測・評価・保全対策の一連の論理構成をより科学的で適正なものに再構築するという姿勢がとられるべきである。

回答)

ハッ場ダム建設事業に関する環境アセスメントについては、前回回答文書でも回答しているとおり、措置方針、技術指針に加えて技術指針細目に基づき適

正に実施し、昭和 61 年 7 月 10 日に特定多目的ダム法第 4 条に基づく八ッ場ダムの建設に関する基本計画が告示される前の八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた昭和 60 年 12 月 12 日に、その手続きは完了している。

なお、この手続きは環境影響評価法の附則第 2 条第 1 項第 9 号（経過措置）に定めるとおり、環境影響評価法第 27 条の手続きを経た評価書とみなされることから、八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた日以降については、自然環境・野生生物調査の結果を再分析し、必要な追加調査を行い、現在の環境影響評価法に基づく「環境影響評価書」として再調査、再構築することは、法的に必要とされていない。

しかしながら、八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた日以降についても、環境影響評価法の趣旨を踏まえ、国土交通省は、事業者として、最新の調査手法に基づく環境の現状把握や環境保全対策の検討、対策実施に必要な調査を継続しながら、事業を行っているところである。

最新の調査結果を踏まえて対策に取り組んでいる具体的な事例として、例えば、猛禽類に関して言えば、平成 10 年度に猛禽類に精通している専門家で構成する「八ッ場ダム周辺猛禽類調査検討委員会」を設置して、猛禽類の生息状況等に関する調査手法、調査結果、今後の調査方針及び工事中の具体的な環境保全対策の実施やその効果について検討を引き続き行っており、猛禽類の保全対策として、以下のような対策に取り組み、工事の実施における猛禽類の生息に及ぼす影響をできる限り回避・低減するように努めている。

- ① 繁殖期間中の工事を必要に応じて一時中断する「工事実施時期の配慮」
- ② 必要以上の伐採を行わず、段階的に掘削、伐採することによって急激な環境変化を抑える「森林伐採、掘削に対する配慮」
- ③ 低騒音、低振動の工法を採用することによる「騒音、振動の影響抑制」
- ④ 工事区域周辺の樹木を傷つけず、工事区域周辺部への立入を制限する「生息環境の攪乱抑制」

これらに加えて、猛禽類の繁殖活動への配慮として、「代替巢の設置」、「狩

り場環境の創出」も実施している。その他の具体的な取り組みとして、以下の
ような取り組みも行っているところである。

- ① 工事計画予定地に生息しているホタルの工事影響の少ない場所への移動
- ② 環境への影響低減を目指した野生の生物が生息できるビオトープづくり
- ③ 生物が道路側溝に落ちても自分の力で這い上がれるように、側溝に傾斜
角が緩やかな部分を設ける緩傾斜側溝の整備
- ④ 工事で発生した木材を利用してトカゲや昆虫等の小動物が生息する場所
を創出するエコスタック設置
- ⑤ 工事により改変される範囲を工事施工前に環境調査を実施し、生育が確
認された貴重な植物の移植

さらに、工事による周辺の植生に与える影響を最小限におさえる工夫や動物
の生息環境に対する騒音・振動・照明等の配慮などの環境保全の取り組みも実
施している。

これらの対策の実施によって、八ッ場ダム建設事業が環境に与える影響をで
きるだけ小さくすべく取り組んでいるところである。